

東京電力による原子力損害の賠償責任履行に対する政府の支援

はじめに

本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波によって、東京電力株式会社（以下「東電」といいます。）の福島第一原子力発電所から放射性物質が流出する事故が発生し（以下「本件事故」といいます。）、未だ収束には至っていません。本件事故を受け、本年4月に当事務所が作成したクライアント・ブリーフィング「原子力損害の賠償に関する法律の概要と損害賠償責任」¹では、東電の賠償責任について検討を加えました。本クライアントブリーフィングではさらに、東電による賠償責任の履行に関し、先月13日に政府が発表し今月14日に閣議決定がなされた東電への支援の内容等について検討します。

政府支援の決定の経緯

1. 原賠法上の根拠

原子力損害の賠償については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号、以下「原賠法」といいます。）第3条によって、原子力事業者（今回のケースでは東電）が単独でその責任を負担する、いわゆる「責任集中の原則」が採用されています。

しかし、本件事故においても顕著なように、原子力損害は場合により広範かつ長期に及ぶこともあり得るため、その賠償責任は極めて重いものとなる可能性があります。そのため、一民間企業である電力会社がそのような賠償責任を常に単独で履行することができるとは限りません。

そのため原賠法第16条は、同法の下で原子力事業者に対して締結が義務付けられている民間保険契約や政府保証契約をもってしてもカバーできない範囲の賠償責任について、政府が必要な援助を行うべきことを定めています（以下同条を「政府援助規定」といいます。）。

2. 東電による支援要請

この政府援助規定に基づき、東電は先月10日、原子力経済被害担当大臣に対し、「原子力損害賠償に係る国の支援のお願い」と題する文書により政府の支援を要請しました。これを受け政府は、先月13日の関係閣僚会合において東電に対する支援を決定し、今月14日、原子力損害賠償支援機構法案を閣議決定しました。

主要トピック

政府支援の決定の経緯

支援の具体的な仕組み等

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。

神山 達彦（かみやまたつひこ）

直通電話番号：03-5561-6395

電子メール：

Tatsuhiko.Kamiyama@cliffordchance.com

Peter Kilner（ピーター・キルナー）

直通電話番号：03-5561-6619

電子メール：

Peter.Kilner@cliffordchance.com

クリフォードチャンス法律事務所

外国法共同事業

〒107-0052

東京都港区赤坂2丁目17番7号

赤坂溜池タワー7階

www.cliffordchance.com

¹ http://www.cliffordchance.com/publicationviews/publications/2011/04/fukushima_potentialnuclearliabilitie.html

なお、上記要請文書の中で東電は、①自社が本件事故による被害の「原因者」であることを認め、かつ、②原賠法に基づき被害者に対する補償を実施することを言明しています。この点、「原因者」、「（被害者への）補償」といった用語は原賠法それ自体の中では使用されておらず、従ってその法的な意味は必ずしも明確ではありません。

支援の具体的な仕組み等

1. 政府の構想する支援枠組み

政府援助規定は、政府が「原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行う」（第1項）と定めるのみであり、支援の具体的な中身については明示していません。この点について政府は、5月13日の原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合決定²及び6月14日の閣議決定³において、概要以下のような支援スキームを纏めました。（末尾添付のスキーム図も合わせてご覧ください。）

- 原子力事業者による原子力損害の賠償の支払いを支援するための組織である「原子力損害賠償支援機構」（以下「**機構**」といいます。）を設置する。
 - 機構には東電等の各原子力事業者が参加し、負担金を機構に対して納付。
 - 政府も交付国債の交付や政府保証等の必要な援助を機構に対して提供。
- 原子力損害賠償責任を負う原子力事業者（以下「**援助対象事業者**」といいます。）に対し、機構より援助を提供する。
 - 機構による援助として具体的には、資金の交付や資本注入、資産買い取りなどを想定。
 - 援助には上限を設けず、必要な金額すべてを援助することで、援助対象事業者の債務超過を避ける。
 - ただし、援助を受けた援助対象事業者は、特別な負担金の支払いを義務付けられる。その額は毎年の事業収益等を踏まえて設定される。
- 援助対象事業者に対しては、一定期間、政府が経営合理化等に関し監督を実施する。
- 機構は、原子力事業者からの負担金等をもって必要な国庫納付を行う。
- 原子力事業者がその負担金の支払いによって電気の安定供給に支障をきたすなど例外的な場合には、政府が補助を行う。

2. 支援枠組みの特色と留意点

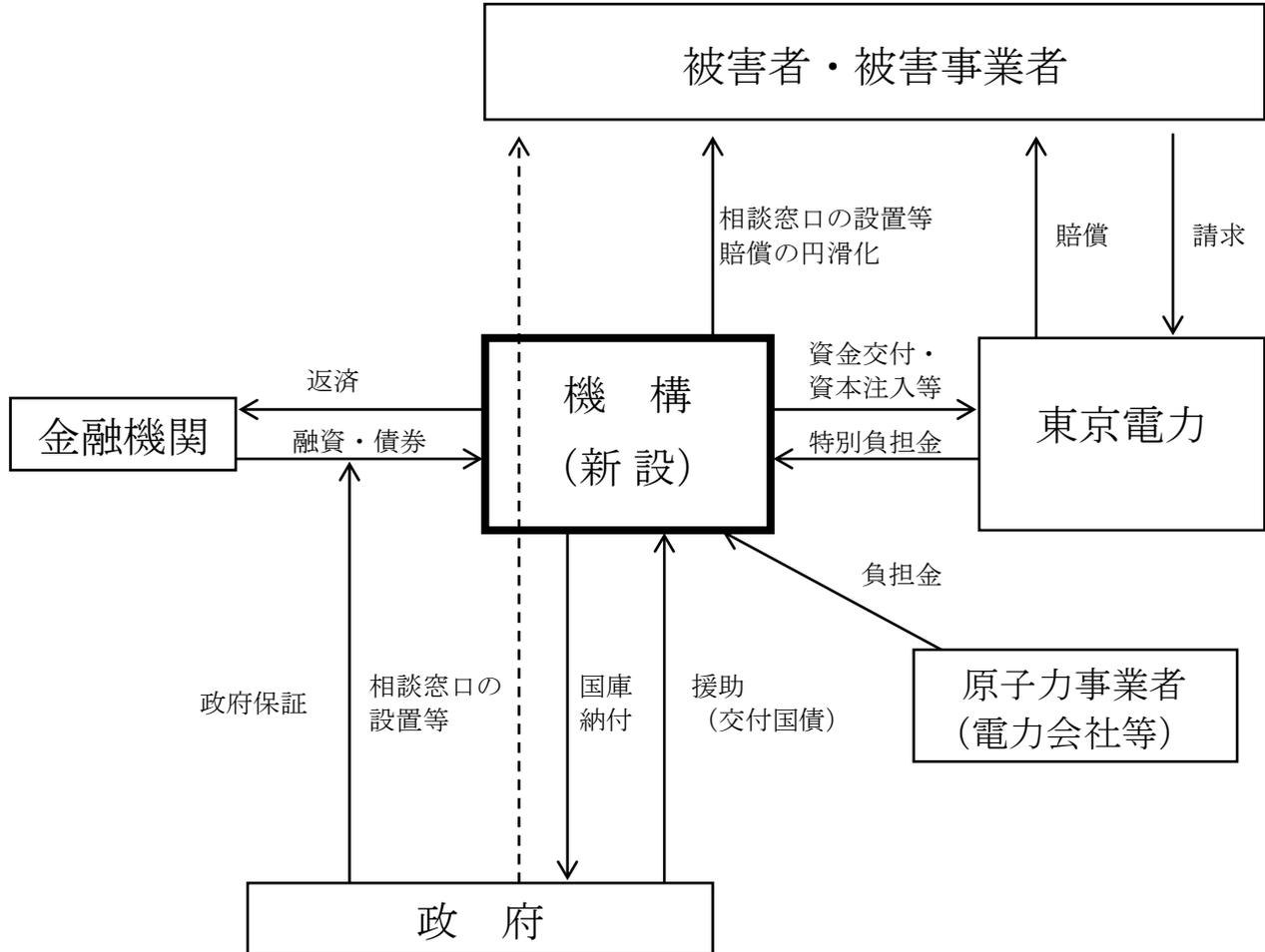
原賠法の法案審議においては、支援方法としては政府自身による融資などが想定されていた模様です。しかし今回発表された支援枠組みでは、基本的に政府は機構への援助を行うものとされており、政府自身による補助は例外的な場合に限定されています。また、このように機構を通じた政府支援とするとともに同機構への他原子力事業者の加入も行わせることで、他の原子力事業者も負担金の形でこの支援スキームに協力することが求められています。

² 平成23年5月13日原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合決定「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」

³ 平成23年6月14日閣議決定「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」

なお、政府援助規定第2項は、政府による支援は国会の議決による授権の範囲内において行われるべきこととしています。そのため、上記の支援枠組みは、いずれも追って国会の承認が得られることを条件とした政府の原案に過ぎず、引き続き国会等での議論の方向性を注視することが必要となります。

政府支援のスキーム図 (出典：経済産業省ホームページ)



※機構は、金融機関が行う東京電力に対する融資への債務保証、東京電力社債等の購入等が可能

※政府または機構が、被害者の相談窓口の設置等を行うことについて検討

本クライアント・ブリーフィングはテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本クライアント・ブリーフィングは、法律その他のアドバイスをを行うものではありません。
クリフォードチャンスは、本クライアント・ブリーフィングに基づく行為により生じた事態には一切責任を負いません。無断複写・複製・転載を禁じます。

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

* Clifford Chance also has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh

© Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo) June 2011